

2017年9月15日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—為替管理関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第450号）

# 中国人民銀行、 外貨リスク準備金の徴収を調整 準備金率 20%を 0%へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行(PBOC)は、2017年9月8日付『外貨リスク準備金調整政策に関する通達』(銀発[2017]207号、以下『銀発[2017]207号』という)を印刷・配布しました。従来、顧客向けに外貨予約(外貨買い人民元売り予約)を取り扱う金融機関に対してPBOCは外貨リスク準備金を預け入れるよう求めており、準備金率は暫定的に20%としていました。『銀発[2017]207号』は、この準備金率を2017年9月11日より0%へと調整しています。

### □ 市場の変化による調整

外貨リスク準備金は、PBOCが2015年8月に公布した『外貨予約マクロルーデンス管理の強化に関する通達』(銀発[2015]273号、以下『銀発[2015]273号』という)<sup>1</sup>により導入されました。ファイナンス・カンパニーを含む金融機関に対し、2015年10月15日より前月の外貨予約の契約総額に基づいてPBOCに外貨リスク準備金を預け入れるよう求め、預け入れた外貨リスク準備金はPBOCの専用口座にて金利0%で1年間凍結するとしていました。外貨リスク準備金の預け入れは外貨予約取扱に係るコストの上昇に直結するため、『銀発[2015]273号』は元安要因となる外貨予約取引を抑制することが目的とみられていました。

『銀発[2017]207号』は2017年9月11日より外貨リスク準備金率を20%から0%に調整、すなわち外貨リスク準備金の預け入れ要求が同日より事実上取り消されたこととなります。なお、2017年9月1日から10日までに生じた関連業務については、『銀発[2015]273号』、『外貨予約マクロルーデンス管理に関連する事項についての通達』<sup>2</sup>(銀弁発[2015]203号)および『国外金融機関がインターバンク外

<sup>1</sup>『銀発[2015]273号』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第401号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0409-XF-0105.pdf>

<sup>2</sup>『外貨予約マクロルーデンス管理に関連する事項についての通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第402号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0410-XF-0105.pdf>

貨市場に参入し人民元売買業務を展開することに係るマクロプルーデンス管理を強化する関連事項についての通達』(銀弁発[2016]143号)の規定に基づき、従来通り外貨リスク準備金を積み立てるとしています。

中国人民銀行金融研究所の孫国峰所長は今回の調整について、外貨リスク準備金の導入は当時、人民元為替相場が不安定で資本流動に一定の景気循環増幅効果が現れたことを背景としたマクロプルーデンス管理措置であり、現在、市場環境に大きな変化が起こったことを考慮し調整しなければならなかった、とメディアの取材で説明しています。今回は準備金率に対する「調整」であることから、今後も市場の状況により外貨リスク準備金の徴収が再開される可能性は残されています。

\*

『銀発[2017]207号』の詳細については、3ページからの日本語仮訳と4ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**中国人民銀行**  
**銀発[2017]207号**  
**外貨リスク準備金調整政策に関する通達**

中国人民銀行上海本部、各分行・営業管理部、各省都（首府）都市中心支行、深圳市中心支行；国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局；中国外貨取引センター；国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国工商銀行・中国農業銀行・中国銀行・中国建設銀行・交通銀行、中信銀行・中国光大銀行・華夏銀行・中国民生銀行・招商銀行・興業銀行・広発銀行・平安銀行・上海浦東発展銀行・浙商銀行・渤海銀行、中国郵政貯蓄銀行：

さらにマクロプルーデンス政策を完善化し、マクロ金融リスクを防止するため、ここに『外貨予約マクロプルーデンス管理の強化に関する通達』（銀発[2015]273号）、『外貨予約マクロプルーデンス管理に関連する事項についての通達』（銀弁発[2015]203号）および『国外金融機構がインターバンク外貨市場に参入し人民元売買業務を展開することに係るマクロプルーデンス管理を強化する関連事項についての通達』（銀弁発[2016]143号）に関する政策を規範化し以下のように調整する。

#### 1、外貨リスク準備金を徴収する業務範囲

- (1) 国内金融機構が展開する顧客向け外貨予約業務。具体的には以下を含む。顧客の外貨買い予約業務；顧客のコールもしくはプット・オプション業務、ならびに複数のオプションを含むオプションの組み合わせ業務；顧客の期近に元本を交換せず、期先に外貨を受け取る為替スワップおよび通貨スワップ業務；顧客が予約で外貨を買い入れるその他の業務。
- (2) 国外金融機構が国外においてその顧客と展開する前述の同類業務がもたらす国内インターバンク外貨市場でカバーするポジション。
- (3) 人民元売買において係わる前述の同類業務。

#### 2、外貨リスク準備金率

2017年9月11日より、外貨リスク準備金率をゼロとする。2017年9月1日から10日までに生じた関連業務は、なお銀発[2015]273号文、銀弁発[2015]203号文および銀弁発[2016]143号文の規定に基づき外貨リスク準備金を積み立てる。

中国人民銀行の分支機構は、本通達を印刷・配布の日より管轄区内の顧客向け外貨予約業務を展開する都市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、村鎮銀行、ファイナンス・カンパニーおよび外資金融機関に転送すること。

中国人民銀行  
2017年9月8日

(中国語原文)

**中国人民银行**  
**银发[2017]207号**  
**中国人民银行关于调整外汇风险准备金政策的通知**

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，深圳市中心支行；国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；中国外汇交易中心；国家开发银行，中国进出口银行，中国工商银行、中国农业银行、中国银行、中国建设银行、交通银行，中信银行、中国光大银行、华夏银行、中国民生银行、招商银行、兴业银行、广发银行、平安银行、浦发银行、浙商银行、渤海银行，中国邮政储蓄银行：

为进一步完善宏观审慎政策，防范宏观金融风险，现就《中国人民银行关于加强远期售汇宏观审慎管理的通知》（银发[2015]273号）、《中国人民银行办公厅关于加强远期售汇宏观审慎管理有关事项的通知》（银办发[2015]203号）和《中国人民银行办公厅关于加强境外金融机构进入银行间外汇市场开展人民币购售业务宏观审慎管理有关事项的通知》（银办发[2016]143号）有关政策规范并调整如下：

### 一、收取外汇风险准备金业务范围

- （一）境内金融机构开展的代客远期售汇业务。具体包括：客户远期售汇业务；客户买入或卖出期权业务，以及包含多个期权的期权组合业务；客户在近端不交换本金、远端换入外汇的外汇掉期和货币掉期业务；客户远期购入外汇的其他业务。
- （二）境外金融机构在境外与其客户开展的前述同类业务产生的在境内银行间外汇市场平盘的头寸。
- （三）人民币购售中所涉及的前述同类业务。

### 二、外汇风险准备金率

自2017年9月11日起，外汇风险准备金率调整为零。2017年9月1日至10日发生的相关业务仍按照银发[2015]273号文、银办发[2015]203号文及银办发[2016]143号文的规定交存外汇风险准备金。

请中国人民银行分支机构将本通知于印发之日转发至辖区内开展代客远期售汇业务的城市商业银行、农村商业银行、农村合作银行、农村信用社、村镇银行、财务公司和外资金金融机构。

中国人民银行  
2017年9月8日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。